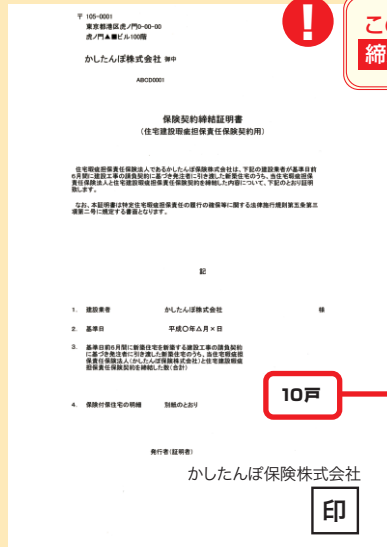


基準日における届出手続きの流れを説明いたします。(引渡しした住宅全てが「保険」の場合を説明いたします)

1. 内容の確認

この封筒に同封の「証明書」と「一覧表(明細)」を使って届出手続きの書類を作成することができます。この半年間に保険を付保して引渡しした新築住宅の戸数と証明書に記載されている戸数を確認してください。明細に記載されている戸数等の内容に間違いがなければ2.へお進みください。



この半年間に保険を付保して引渡しした新築住宅の戸数が違う場合には、**保険契約締結証明書を再発行**する必要があります。保険法人まで至急ご連絡ください。

内容に間違いがないか確認してください。
戸数の数を確認してください。

2. 届出手続きに必要な書類

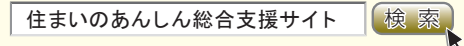
基準日における届出手続きで提出する書類は次の3つです。(裏面に詳細があります)

① 届出書

「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」(左上に、第一号様式(第五条関係)と記載のある書類です)



届出書については国土交通省のホームページからダウンロードして入手してください。
※国土交通省住宅局住宅生産課「住まいのあんしん総合支援サイト」のクイックリンク(基準日における届出手続きに係る様式ダウンロード)から入手できます。



② 証明書 (同封している「保険契約締結証明書」です)



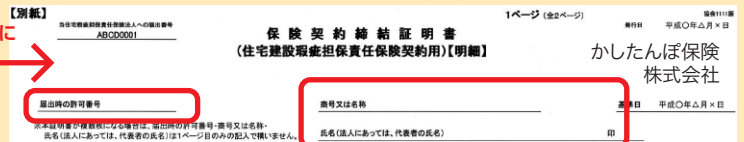
2つ以上の保険法人からこの封筒が届いている場合は裏面を参照してください。

③ 一覧表 (同封している「保険契約締結証明書【明細】」です)



「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表」(左上に、第一号の二様式(第五条関係)と記載のある書類です)

使用する際は赤枠の中に必要事項を記入し、捺印してください。



但し、様式の代わりに同封している保険契約締結証明書【明細】を使用することができます。

3. 届出手続き

平成30年10月22日までに建設業許可を受けている行政庁(都道府県または国土交通省地方整備局等)に提出をしてください。



平成30年10月22日までに提出しない場合、新規契約の制限等を受けるおそれがあります。

届出に必要な書類と、その記入のしかた

1 届出書の作成

平成30年4月1日～平成30年9月30日までに引渡した新築住宅110戸を全て「保険」で対応した建設業者の例。

届出書については国土交通省のホームページからダウンロードして入手してください。

第一号様式 (第五五号様式) (A4)

住宅建設瑕疵担保責任保険証書発給申請書及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結状況についての届出書

新築住宅建設瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

平成〇年〇月〇日

〒100-0001 東京都港区虎ノ門2-1-100
カシタンぼ保険株式会社 印

〇〇番 知事 様 宛

1 届出日 平成〇年〇月〇日

2 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅建設瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

住宅建設瑕疵担保責任保険法人名

3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の戸数

4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の戸数 (略)

住宅建設瑕疵担保責任保険法人名	戸数
かしたんぼ保険株式会社	10
株式会社かしほけん	100
合計戸数	110

2つ以上の保険法人からこの書類が届いた場合は合計する 必要があります。

新築住宅を全て「保険」で対応している場合は、3と4の合計戸数が同じになります。

供託していない場合は2-1から2-7までを記入不要とするか、もしくは保険のみの場合用の様式を使用することができます。

2 証明書の確認

内容に誤りがあれば再発行する必要があります。すぐに封筒に記載されている連絡先へお伝えください。

2つ以上の保険法人からこの書類が届いた場合は、全ての「証明書」を添付してください。

10戸

同じ戸数

かしたんぼ保険株式会社 印

100戸

同じ戸数

株式会社かしほけん 印

3 一覧表の確認 (第一号の二様式によることもできます。)

ここに必要事項を記入・捺印してください。

新築住宅を全て「保険」で対応している場合は、同封している保険契約締結証明書(住宅建設瑕疵担保責任保険契約用)【明細】を使用することで代わりとすることができます。

10戸

同じ戸数

かしたんぼ保険株式会社

100戸

同じ戸数

株式会社かしほけん

- 同封している保険契約締結証明書【明細】については、戸数を除き、訂正することができます。その場合は、訂正箇所を二重線で消し訂正印を押すとともに、新しい内容をご記入ください。
- 保証金の供託をされている場合の手続きは上記と異なります。詳しくは国土交通省または各都道府県にお問い合わせください。
- 建設業者と宅建業者の届出は異なりますので、両方の内容が届いている場合は一緒にしないでください。